

障発0513第1号
平成26年5月13日
一部改正 障発1112第3号
平成27年11月12日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者の芸術活動支援モデル事業の実施について

標記について、障害者の芸術活動の支援を推進する観点から、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及するため、今般、別紙のとおり「障害者の芸術活動支援モデル事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれでは、管内市区町村、関係団体等に対して周知を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、特段の配慮をお願いする。

(別紙)

障害者の芸術活動支援モデル事業実施要綱

1. 目的

障害者の芸術活動支援モデル事業は、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体（以下「実施団体」という。）とする。

3. 事業内容

事業内容は、次のとおりとし、実施団体は（1）及び（2）の事業を必ず行うものとする。

（1）障害者芸術活動支援センターの設置

障害者芸術活動支援センターは、美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、また展示会等を通じた関係者のネットワークづくりを行うことを目的として設置する。

① 相談への適切な対応

障害者本人やその家族、障害者の美術活動を支援する福祉事業所等からの相談を受け付け、関係機関の紹介やアドバイスを行う。

相談への対応に当たっては、著作権等の権利保護については弁護士、美術活動の支援については学芸員又は大学教員を専門家アドバイザーとして活用するものとする。

② 障害者の美術活動を支援する人材の育成

福祉事業所で障害者の美術活動を支援する者等に対して美術活動の支援方法に関する研修と、著作権等の権利保護に関する研修を行う。研修はワークショップの方法によることができる。

③ 関係者のネットワークづくり

障害者の美術活動を支える人材が連携・協力できるよう、障害者やその家族、障害者の美術活動を支援する福祉事業所や特別支援学校の職員、障害者の美術活動に理解のある専門家、都道府県の障害福祉担当職員及び文化芸術担当職員等の

情報交換の場を設ける。

④ 美術活動を支援する者が参加して企画する展示会

福祉事業所の美術活動担当者、障害者の美術活動に理解のある専門家と連携して企画し、各福祉事業所等から作品を持ち寄り展示会を開催する。

⑤ モデル事業連携事務局への協力

モデル事業連携事務局が設置するモデル事業連絡会議に参加するとともに、モデル事業連携事務局が行う成果報告等のとりまとめに協力するものとする。

(2) 協力委員会の設置

実施団体は協力委員会を設置するものとする。協力委員会は、事業実施計画を確認のうえ実施に当たって協力するとともに、年度末に進捗状況の確認を行う。

協力委員会は、実施団体の代表、都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員、障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体（都道府県レベル）の代表、専門家アドバイザーである学芸員及び弁護士を必須の委員とし、必要に応じて特別支援学校の教員等を委員に加えるものとする。

(3) 調査・発掘、評価・発信

対象地域内の作品の美術的な評価を踏まえた発信を行うため、学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施する。なお、一連のプロセスを1年で実施することが困難である場合は、一連のプロセスのうち一部分のみ実施することとして差し支えないものとする。

(4) モデル事業連携事務局の設置

本事業にモデル事業連携事務局を1箇所設置することとし、モデル事業連携事務局は次に掲げる事業を行うものとする。

① モデル事業連携事務局の業務

実施団体間の連絡調整、連絡会議の企画、モデル事業全体としての成果報告のとりまとめを行う。

② モデル事業連絡会議の設置

実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議を設置する。

連絡会議は、モデル事業を実施するに当たり、実施団体に必要となる知識やノウハウを共有するための勉強会を開催するほか、先進事例や各実施団体の取組の紹介、モデル事業の実施成果の外部への報告会を開催する。

③ 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」との連携

モデル事業連携事務局は、モデル事業の成果について広く情報発信等を行うため、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」と緊密な連携を図るとともに、当該団体に対し、障害者の芸術活動の振興を推進するために必要な協力を行う。

(5) 成果の報告

実施団体は事業の成果をとりまとめ、国へ報告するとともに、その内容を公表するものとする。

4. 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

5. 事業採否の決定方法

本事業の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。